

## 宇多津町農業委員会会議録

1. 委員会の種類 平成30年 9月定例農業委員会
2. 召集の通知年月日 平成30年 9月10日
3. 開会の日 平成30年 9月20日
4. 開会の場所 香川短期大学 2階会議室
5. 招集者の氏名 宇多津町農業委員会会長 蛭子 一
6. 委員数 8名
7. 出席委員数及び氏名 7名 蛭子 一 委員・大坂 秀美 委員  
稲田 直樹 委員・宮本 政文 委員  
石川 浩 委員・吉井 繁信 委員  
池田 香代子 委員
8. 欠席委員数及び氏名 1名 谷川 英昭 委員
9. 通知した会議の目的たる事項  
議案第1号 非農地証明願（町農業委員会分） 1件  
申請人 中久保 武雄  
議案第2号 その他
10. 開 会 午前 9時38分
11. 閉 会 午前10時10分

午前9時38分 開会

○蛭子会長 おはようございます。

きょうは雨の中、そしてまたいつもと違って場所が変わりました。雰囲気がからりと変わりましたが、石川さんには大変お世話になりました。場所をお借りいたしました。

きょう欠席届が出ております谷川英昭さん、そして議事録署名人は稲田さんと宮本さん、よろしく願いいたします。

それでは早速、始めてまいりたいと思います。

まず、第1号議案のほうを事務局から。

○事務局 第1号議案非農地証明願ということで、町の分になります。

受け付けが平成30年8月30日、所在地が大字東分字鍋谷96番2、地目が台帳は畑、現況も畑ということで128平米、申請人のほうが千葉県船橋市三咲2-20-28ということで、中久保武雄様で、転用目的としては雑種地という形、周りが、次の2ページ目に位置図、3ページ目になるんですけども、周りがもう住宅の宅地の中に一部畑を残しておいたという状況でございまして、今現状宅地のほうももう取り壊しをしている状況でございます。もうこっちにいないということで、この畑部分、雑種地に変えてから分譲にするのか何かで売買をするというお話をちらっと受けております。ほんで、あと町にも一部道路を拡張するんで、そこら辺もかんでくるという形になっております。

以上でございます。

○蛭子会長 今、事務局のほうから御説明がございました。

私と鍋谷地区の吉井さん、2人で現地確認に行っていました。吉井さんのほうから報告をお願いします。

○吉井委員 別がないです、いいです。

○蛭子会長 ということです。現地確認をしたところ、事務局のほうも、今、吉井さんのほうもおっしゃったように、本当の雑種地というのか、空き地というのか、そんな感じになっておりますけれども、皆さんのほうから御意見がございましたら、どうぞ。

○事務局 多少、図面はちょっとずれとるんですけど、ほんまに家の、家がこう敷地があったら、この真ん中になるんで、多分自宅での家庭菜園みたいなんをしょうた、そこだけを残しておいたという状況なんで、逆に言うたら宅地を通らない限りは入り道がないと。ほかの人に売ってしまうと、もうどっちゃこっちゃならないということで、もう一緒にと

いうことで。

それと、申請人である中久保さんのほうが、これは御長男になると思うんですけども、千葉県であり、娘さんのほうがまんのうか金比羅か、そちらのほうでその家に帰ることはもうないというようなことも含んであるということでございます。

○大坂委員 更地になっとん。

○事務局 もう更地にはしとる、はい。現地はもう更地にしてしまつて。

○蛭子会長 ほんじゃけえ、畑の跡形はないわ。もうこの地目は畑と、畑になっとるんじやろう。台帳も現況も畑になっとるから、もう現況は、畑のほうはもう更地と同じような感じですよ。

○事務局 もう業者のほうが、そんなはわからんけえ、もう加工土を全部ずぼっと敷き詰めてしまつてるんで、現地での位置確認は一切できておりませんけれども。

○蛭子会長 じゃけえ、どこが畑やつて、どこが農地か、ざっともう一緒になっとるけんな。

○事務局 前はね……。

○吉井委員 前は右手、こっちの、東の端にちょっと。

○蛭子会長 うん、ちょっと草が生えかけとる。

○吉井委員 ほんじゃけん、つくったことがない、ほとんど。何年も作付をしてないつて。

○事務局 壊さないと、もともとがもうここ何十年と放っておつたんで、草ぼうぼうで実質的には入れなかったという部分でございます。

○蛭子会長 御意見がなかったら、どうでしょうか、もう現地確認しておりますので、提案どおりでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蛭子会長 ありがとうございます。

その他は。

○事務局 あります。

○蛭子会長 その他、第2号議案。

○事務局 濟いませぬ。昨年29年度実施の地籍調査に係る一筆地調査後における農地地目の設定ということで、うちの町長から農業委員会に対して毎年この時期になるんですけども、確認をして回答をしたいなということになっておりますので、備考のところに、

もともと農地転用をかけたか、あんなことをしなくても地目を変えてないとか、もうもとかから、何と言って、もう旧町内、網の浦地区になるんで、田んぼがないところなんですけれども、田んぼのままで登記簿上残っているんで、もう地籍で直したいというお話と両方がかんできますので、一応。一応、回していただきよう間にこれ、これですか。

○事務局 はい、そうです。場所に関しては、字の網の浦ということの中の一部ということで、土地登記の地目が調査前、調査後で、農地に係る変更がある土地についての確認、それから対象土地について原形復旧を発せられるとかどうかの照会ということで、道路、公衆用農地として残っておるんですけども、公衆用道路が17筆、もう農地ですけど現状は宅地ということで11筆、うち農転申請がなされているのが2件あるということで、それから宅地から農地というのが3筆あるらしくて、そこら辺の部分の照会でございます。

○吉井委員 地籍調査と関係あるんですか。

○事務局 はい、そうです。

○事務局 一応、地籍調査を今宇多津町が平成24年度からずっと順次、比較的北のほうからやっていっております。その関係で、今言われたように、字網の浦のところで地籍調査をした結果、地籍調査の結果で、地目のほうですかね。登記上の地目に関しては、基本的に地籍調査をしたときに、例えば現況の地目に変えることができる、どっちか言うと変えるというスタンスの中で、今言われたようにもともと宅地になってないけど、農地転用みたいなんができてないようなところで登記上は農地になっったり、そういったところが幾らか見受けれると。

○事務局 じゃけえ、メーンはほとんどが道路が17筆あるので、もう町が道路というて寄附なり拡張して買ったりなりして、そのまま登記を変えてないというのが17筆。

それから、もう一つに際しては、もう農地を宅地に変えてしまっていると。農地転用も何もしないで。もう相当古い話だと思います。けれども、2つだけは、何かもう農転をしとるんだけど、逆に言うたら宅地にしないで農地のままということで登記を動かしてないという。あと9筆に関しては、もう無断転用と言うべきなのか、もう時効みたいなもんですけれども、農地でなくて宅地にしてしまっていると。

あとが、何でもかしらここに3筆あるんがわからんので、宅地から農地っていうんは。多分どこら辺やろうか、宅地から農地。

○吉井委員 宅地から農地ってできるん。

○事務局 できる。田んぼをしようと言うて何か植えとったら農地とみなせれますわ

ね。ゆえに農地に変えるらしい、3筆それがあります。

○蛭子会長 それは逆や、逆やと思う。

○事務局 うん、逆です。

○事務局 ちょっと言ったように感想を、たまたま地籍調査っていうのをやっているがゆえに、その中で、言ったら特別な費用も発生しなくて、きちっとした形、現況の登記に変えられるという、個人さんの負担も全然楽ということになりますので、そういった手続を毎年調査をして確認して、地目も確認して必要に応じて地目の変更も含めて、順次調査士たち、今後、来年度以降、同じようにまたこの時期にこんなお話をまたさせてもらうことになるんだろうと思いますので。ただ、地籍調査は、所有者とかそういった権利関係は変えられませんので、あくまで地目だけになりますので。

○事務局 地目と多分面積。

○事務局 ちょうど面積がね。

○事務局 変わってくると。

○事務局 きちっとした区画面積がね。

○事務局 はい、確定します。

○事務局 濟いません。順次皆さんのほうに向かってちょっと時間がかかると思うんですけど、やっていきたいと思います。

○蛭子会長 地目と面積を、ほんならこれを変更するんだったら、費用はいらないの。

○事務局 今は要りません。今は要らない。

○蛭子会長 地籍調査のその分にはもう登録してると。

○事務局 そうです、そうです。公のほうで調査した結果をここに……。

○事務局 逆に言うたら、3年間かけてするんで。2年目、3年目の終わりに法務局に反映される。3年目の夏ぐらいに、5月か6月に。

○事務局 個人さんが費用的に負担していただくということはないですから。

○事務局 うん。ただ、体でちょっと現場の境界はここですかね、どこですかねって来ていただいて、それで決まりやああとはいもうそのまま手続にのっとりやってくれるという話になりますので。

　　ほんで、あとは税の関係が、面積がふえることも多々あろうかと思います。ふえた場合については、原則的にはその事業が完了した最終段階で、ふえた分に関しては課税になる。その途中で売買したり、そんなんがあればその時点で実際の面積でということになる

ようです。逆に、面積が減った場合、減った場合については、速やかにその減った分で課税をする。そういったことでどうもやられているようです。

○蛭子会長 これをやって、また農地のほうの宅地調査になり出したら、道になっとったりするのがようけえあるで。

○事務局 かなりあります。

○蛭子会長 農道になっとるんがな。

○事務局 はい、あります。

○蛭子会長 田んぼを埋めて農道にしとるのが、そんなんがようけえ出てくると思う。狭いけん、あそこの田んぼはそのままにしとるけん、それは。

○大坂委員 それは出とるんかな、やっぱり。

○事務局 じゃろうと思うな。

○蛭子会長 そんなんがようけえ出てくる、あちこち。

○大坂委員 車が通る道路。

○事務局 農道しかり、町道も結構あるんです。もともと交通上、農道しかないようなところを町道認定をして広げていることが実はあって、そんなところでいったら、農道の幅だけ地籍上とって、それ以外のところについては、例えば現状では道路の中やけど、個人の名義で分筆、そんなんができるんですよね、道路の。道路の中に個人の土地みたいなものがあるんやけど、それについては当然道路内で非課税になるんですけど、それについては、町のスタンスとしては、もう既に道路とかを移譲ということがありますので、それについては御寄附いただけませんかというのがスタンスです。

同じく、農道に関しても、もう既に広げられとる部分に関しては、同じようにそういったケースの場合は、その部分はもう既に皆さん一緒に出しかけた、過去に出されとるんかもわからんけど、道路として使われるのであれば御寄附いただけませんかというところをお願いするようになると思います。

○大坂委員 まあ仕事と一緒にです。

○蛭子会長 それじゃあ、寄附をして、もう正式に農道になるわけじゃな。

○事務局 農道言うか、名前をもう宇多津町に変えてしまうんです。それであとはもうそれだけです。

○大坂委員 ほんなら随契やな。

○事務局 はい。

- 大坂委員 あれやこうしたりするのは。
- 事務局 普通だったら、今言われたようにここに農道しかないよ。
- 大坂委員 水利の方ほ農地が減ったりするときに。
- 事務局 じゃけえ、今から農地も入り出したら、多分地籍によって面積が全部変わってくる、登記簿の面積が全部変わってくるので。
- 大坂委員 あるな、絶対に。
- 事務局 はい、多分2割とか3割は農地がふえたりなんすると思うので。
- 事務局 うちがふえそうな気がするな。
- 蛭子会長 いや、ふえるって、現実に。
- 事務局 そこら辺はまた常時変えていきながら、そちらを持たれとる分で、直していきなり何らか聞き取りをしていかないかんと思います。
- 大坂委員 農道と公共地と無理や、それは対応。
- 事務局 いや、それはきちんと。そこはきちんと置いてもらう。
- 事務局 構造上ある限りは絶対にあるんや。それで、調整がつかなんたら筆界未定というて、今回の事業ではもう筆界が決まりませんでしたとなったら、次また今までどおりにする。決まってないんだったら、確実じゃないんだったら、やっぱり自分がお金を出してまた呼んできてもらってするんです。そうなります。だから、無理やり決めるものでは当然ないんで、決まらなくてももうやむを得ないという感じがしています。
- 事務局 うちがそこまで強制的に絶対決めないかんというものじゃないので。逆に、もうお互いの、逆に言うたら隣同士が折り合いがついて、このラインやという部分で大体ここをとるといふのであれば、それでうちが線を入れて、測量して面積を出していくということなので、これがもう2人ともが嫌やと言いだしたらもうこれは、こうなったら単純な話、1900の1、1900の2っていうのがもうこれは一つの枠、周りが固まるんですから、その中でこの線が引けないということで筆界未定という形になります。
- 事務局 1900の1プラス1900の2っていうこういう……。
- 事務局 大きい分ができる、はい。
- 事務局 みたいなイメージしていただいたら。
- 大坂委員 でも、大分かかるけえのう。
- 蛭子会長 それも、それはまあ。
- 事務局 もう少し、計算のところでももう少しかかるかなと思うんです。

それから、もっともっとできたらまだまだ行ってると思う。

○事務局 多分、今のところは、旧町内、ことしが西町と宇夫階なんです。それで、来年が、今予定されよんが山下か新町か。それから、浦町は大体あそこへ済むんで、今度大門なり、中村、あっちのほうへずんずん行くんかなと。旧町内から先、ずっと十楽のほうへ上がるか、長縄手へ入るんかはちょっとわからんですけども、そういう形で順次広げていくという、終わっていくという。

○蛭子会長 田町が終わったら、ほんなら。

○事務局 田町もね、基本的に田町っていう……。

○蛭子会長 名はない。

○事務局 名前はないんです。

○蛭子会長 ほんなら大門や、大門や。

○事務局 大門の中で切るしかないんで。

○事務局 あれは字単位が原則なんです。

○事務局 字大門の中で一部ここで切る、このラインで切るとか、多分字大門になれば大分大きいけえ、切って2年ぐらいせなんだら、2年か3年かけないと前に進んでいかない。長縄手も、2年、3年はかかる、入ったら。

○蛭子会長 要するに字大門と、昔のあれで言ったら番地がない。でも、あの番地じゃけえね。

○大坂委員 番地を調べんといけん。

○蛭子会長 字はないけん。

○事務局 それで地籍の変更、会長名で書いてある。

○蛭子会長 はい。今、ぱっと見てもらただけですから、詳しいことはわからないにしても、金井さんのほうから御説明がございましたように、地籍調査の結果、地目変更に必要なところが多々あるということで、大きく分けたら農地が宅地になったり道になったり。ほんで、逆に宅地が農地になつとるのが3筆ほどあるというのがあったんですが、それを正式に地目調査の結果に合わせて登録といいましようか、登記といいましようか、正式に直していきたいなという話です。いかがでしょうか、農業委員会としてです。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蛭子会長 ほんなら、金井さん。

○事務局 ほんなら、会長名でこの地籍担当のほうへ返答を返すということで、御承認い



ただいたということで、済いません。

○蛭子会長 これは、本人が登録オーケーやと言わないといかんのんか、構わんのか、もう現状はそうなっとるけど、本人が……。

○事務局 いやいや、本人には話しとるんで。

○蛭子会長 ああ、話しとるんか。

○事務局 うんうん、それで本人が変えますかどうかというのは確認をしながら行きよるし、逆に言うたら現況主義なので。

○蛭子会長 そのままで行っとられる。

○事務局 うん。基本的には、もう田んぼでないところに関しては、もう宅地なら宅地っていう、直す、それは全部本人の了承を得た上での話です。もうほぼが公衆用道路、道路の部分なんで。

○宮本委員 1点何かちょっとひっかかる、宅地が農地になっとる部分なんですかね。これはもういいですけど。その場合は利用費が出るんですか。その場合どうなるんですかね。例えば、地元の水利組合に対する整備費とか。

○事務局 これは旧町内なので、地元水利組合というのはもうはっきり言ってないです。もう公共の水路というか、流す程度、道路排水に流したりという話なので。

○宮本委員 そんな微妙な何かをつくっとるわけですか、その農地として。

○事務局 それか、もしくは逆に言うたら水道。

○宮本委員 ああ、はい、はい、自分の井戸をとるか水道をとるかということですか。

○事務局 うんうん、だから家の横だったりしたら野菜をつくる、家庭菜園だったら自分のところの水道を使うたりしてやられよう。もう単純な話、稲をやったりとかそんなんは多分できないので、もう畑程度、家庭菜園とかそういう部分の農地ということになっております。

○事務局 畑をしょったらやっぱり農地になるんですか。

○事務局 なります。逆に言うたらそれにしとくほうが、言葉は悪いけど、税金が安い。

○事務局 いやいや、安いけど、いつでもそれぐらい、いつでもちょっとのけられるやんか、宅地じゃ言うたら。

○事務局 そう言われても。

○事務局 言うたら宅地ですからね。

○事務局 もともとが宅地だけれど。

○宮本委員 ちょっと違和感を感じるな、その感じが。いいんですよ、それは問題ないと思いますけれど。

○事務局 これも畑やきに6平米と西本ナツミさんやきに、これが331平米。

○蛭子会長 これは331平米。

○事務局 これはちょっと今言われたように、地元水利がないということなんで、実はそれでもやっぱり農道、水路はあるんですよね。実は家の中にあったりするケースがあったりしますけど。その立ち合いには、もう周囲の方にはお願いできないので、ここはやむを得ずいいか悪いかは別として、自治会長さんに、今で言うたら、水利があるところやったら水利の代表者、悪いけど自治会長さん、どうやろうかなと言うて、御意見を聞く程度なんですけど。そんな形では、境界を決めるときにはぜひお願いしたいと思ってます。

○蛭子会長 これは地籍調査、農地のほうへ入ってきたら、水利組合も行かないかんようになるけえな。

○事務局 はい。

○蛭子会長 忙しゅうなる。

○大坂委員 そういうときもないんか。

○蛭子会長 まあいつのことやら。

○事務局 基本的には、まとめてやる可能性があるんで、町道にしてもまとめて、このラインでうちの大西のほうは町道関係をしとるから、一緒に行って境界をしてという話でございまして、多分こっち、田んぼのほうへ来たら、水路と農道に関してはもう一括で周りを固めといて、農道、水路、これはいいですかねっていうことである程度測定を出してという、それで見てもらってオーケーをもらうというお話に多分なろうかなと思います。そのときは、うち、多分今だったら農道、水路に関しては、佐藤が用途関係にしよるんで、一緒に行っておるかと思うんですけど。

○蛭子会長 そしたら、第2号議案その他、金井さんのほうから提案あったのは、そういうことで、それで審議に合わせていくと。

○事務局 はい。それとあとは、今、池田さんにはお渡しをしておるんですけど、中国四国ブロックの女性農業委員会の研修ということで、出席できるかどうかということをやちょっと、もう個人的に女性という形が出てるので、池田さんにちょっとお願いをしているんです。まだ返事は来ないですけど。

○蛭子会長 もうほかのものはいいですか、そっちのほうは。

○事務局 それと、皆さんにお伺いしとかないかん。先月に聞くのを忘れて、農業新聞、あの分のをどうするかという話を前に私のほうからお話ししたとおり、水利のほうで何ぼうかずつでも購入できんかという、市としても人数をふやしてくれと言うて、東京からも来とるんでというお話をちょっとさせていただいたんですけども、そこら辺はどんなかと思ひまして。

○蛭子会長 どこも返事ないですか。

○事務局 どこも返事ないです。

○蛭子会長 うちのほうはもう返事をしてある。

○事務局 それともう一点が、御報告になろうかとは思ひうんですけども、一応皆さん御希望されとった分に関しては、経営規模拡大の要望はしておりますけれども、現時点1件も出てませんというのを報告だけさせていただけたらと。問い合わせも1件もなければ。

○蛭子会長 農地中間管理機構にも。

○事務局 はい。

○蛭子会長 わしもその辺が出とったなあ、どうじゃろうかなと思ひよったんじゃ、今。

○事務局 1件も問い合わせもなければ、1件も出てきておりません。3カ月ぐらいたったんで御報告です。

○蛭子会長 今の金井さんの報告がありますけれども、今のところはございませんということで、宇多津広報にはちょっと載せておりましたけれども、広報に載って、ほんならこれを読んだ人が、読む人は数少ないと思ひうだけけれども、読んだ人が農業じゃなかったら関係ない。農業をしとる人がどう感じるか、別に何にも感じんとすると、すらすらと行ってしもうとるといふような状況だと思ひうんですけども。

中に、わしのところへ若干問い合わせがあつたんです。どんなんやというんで、だからもうここは特に、自分でペアを組んで行ってくれと、金井さんのところへ行ってくれ、役場のほうへ行ってくれという話で帰しとったんやけど。まあいい、ペアを自分で組まないかんというところが。

要は何と言ひうんかな、逆に役場のほうで、中間管理機構のほうで預かつてしたら、後その管理をせないかんと言うて、そんなことできんから、宇多津としては。そのあたりもあるんだろと思ひますけれども、とりあえず現状でいくしかないと思ひうんです、今のところは。現状でいってみて、来年、年が明けてもゼロやったということになると、もう一遍検討もし直さないかんかなという思ひもあるんやけど。

それと、周知が十二分にできてないのではないかと。もう少しと思うんですけども。  
○宮本委員 今回の件で、津の郷地区は、7月の末でしたか、農協の総代の選出の話で、農家で例会がありました。そのときに、私、この件、15人ぐらいしかいなかったんですが、ちょっと説明しました。その後、ある人から問い合わせが2件ありました。

あともう一つは、8月8日に町長の町政報告会がありましたんで、ちょうど私のほうから、町長、こういうものができたんで、せっかく農家の方がしてもらえるんで、町長説明いただけますかということで、町長のほうから契約なり報告をしていただいています。そんなところまでは今動いてはおりますけど。ちょっと報告だけなんです。

○蛭子会長 ああ、そうなんが。直接報告を聞いたらわかると思います。ありがとうございます。

とりあえず現状でいきませんか、今のところは。今からどこを直すとか、どうするかという現状で、それにつきましては。

それと、その他はもうええかい。

○事務局 はい。

○蛭子会長 役員の件は役場とは関係ない。役員が変わるって言った、英昭さんからちょっと聞いたんやけど。

○事務局 いや、まだ通知が来てない。

○蛭子会長 ああ、まだ通知が。

○事務局 まだかわらんでしょう。

○蛭子会長 全然、いや、もう、もうそろそろかわるんやと言うて。

○事務局 1年、いや、3年ぐらいの任期があるはずや。

○蛭子会長 いや、いや、任期ある、そろそろもう任期の交代が来るんちゃうん。

○事務局 まだ来うへん。

○蛭子会長 まだか。

○事務局 うん。だって、去年ぐらいやで、選挙が、香川用水の選挙があったのが。

○蛭子会長 うんうん、まだらしいわ。

○蛭子会長 いや、英昭さんがもう変わるいうてがいに言うて。

○蛭子会長 ほんなら、まだや、それやったら。

○事務局 たしか、去年、うちのほうで取りまとめしてくれえと言うて来たきに。多分、去年か……。

○蛭子会長 まだ1年は十分、あと一年。

○事務局 1年前後はあると思います。正式なものを見ないとわからないですけど。確認はしますけど、多分まだ1年目、今2年目ぐらいだと思います。選挙改正があつて。じゃけえ、井原さんから英昭さんになったんが去年ぐらいか。

○蛭子会長 去年かおととしか、それを全然覚えとらん話や。

○事務局 去年、多分去年や。

○蛭子会長 まあええわ、次のときに英昭さんに、次に会うたときに本人に聞いてみないとわからん。

○事務局 去年で、池田さんと2人がなつとるはずです。

○蛭子会長 えっ、池田さんらもそうなるん。

○池田委員 はい。

○蛭子会長 2人おるん。

○事務局 うん。理事と何になるん。池田さんのところは何になるんですか。常任理事かな。

○池田委員 何かわからんけど。

○事務局 なぜかうちからは2人出とるんです。

○池田委員 香川用水、会にはいつも行ってます。

○事務局 うちでは2人出とる。それで香川用水の決済金とか、あんなんを言うたら、英昭さんにもろうてくれって言うけん。

○蛭子会長 うんうん、英昭さんと……。

○事務局 宇多津の総代としての。

○蛭子会長 ほんなら総代と理事か、多分2人。

○事務局 そう。多分、谷川さんが総代、池田さんのところは理事や。2年前、でももう近いかわからんな。

○蛭子会長 英昭さんがもう近いんじゃと言う。

○事務局 来年ぐらいか。

○蛭子会長 だから、近いはずじゃ言うて、そんな話をちょっとしたけえ。

○事務局 2年はあるんかいな。

○蛭子会長 ほんで、きょう来とつたらちょっと話ししようかなと思ったけど、来とらんけえもう構わん、次でええわ。

○事務局 もうあくまでこの……。

○蛭子会長 余り事情はわからんけえ。

○事務局 はい、はい。

○蛭子会長 農業委員会は直接タッチ、直接関係はないけど、水のものやきに農業委員会も知っとっても構わんけどな。

そしたら、例の先月の引き継ぎの、引き続いて先月……。

○事務局 これは結構です。

○蛭子会長 わかりました。

そしたら、ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○蛭子会長 なければ、以上できょうの議案につきましては終わります。ありがとうございました。

午前10時10分 閉会